

令和元年5月15日提出

令和元年第1回

小金井市議会臨時会議案

(写)
小議発第8号
令和元年5月8日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長
五十嵐 京子

令和元年第1回小金井市議会臨時会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。
なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

専第1号 専決処分の報告及び承認について

（小金井市市税条例等の一部を改正する条例）

専第2号 専決処分の報告及び承認について

（小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第22号 令和元年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

議案第23号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

議案第24号 小金井市市税条例の一部を改正する条例

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付けで小金井市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和元年5月15日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成31年3月29日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

付則第14条の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第17条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第17条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第17条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第17条第7項を同条第4項とする。

付則第17条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

付則第18条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

付則第19条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

付則第55条第3項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4

項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、小金井市市税条例第101条第2号ア及びイの改正規定中

「(Ⅷ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円
自家用 年額 10,800円 を

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円 」

「(Ⅷ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円
自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円 」

に改め、同条例付則第16条の次に5条を加える改正規定（同条例付則第16条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例付則第17条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、小金井市市税条例第51条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出

書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

付則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

付則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

専第1号資料1

小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 第1条による改正内容

- (1) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2年延長する。（市民税関係。法附則第5条の4の2、条例付則第14条の2）
- (2) 平成18年3月31日までに初回車両番号指定を受けた軽自動車について、軽自動車税の税率の特例を平成31年度限りとする。（軽自動車税関係。法附則第30条、条例付則第17条）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 第2条による改正内容

- (1) 軽自動車税の税率の特例について、規定の整備を行う。（軽自動車税関係。法附則第30条、条例付則第17条）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

4 第3条による改正内容

- (1) 大法人が電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することを可能とする等所要の措置について規定する。（法人市民税関係。条例第51条）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

5 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行する。（付則第1条）

6 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。（付則第2条）

(2) 固定資産税に関する経過措置

新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。（付則第3条）

(3) 軽自動車税に関する経過措置

新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。（付則第4条）

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則</p> <p>第14条の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第14条の2第1項」と、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第14条の2第1項」とする。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第17条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおい</p>	<p>付 則</p> <p>第14条の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第14条の2第1項」と、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第14条の2第1項」とする。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定に係る</p>	<p>住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長</p> <p>法改正に伴う引用条項の整備</p> <p>住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止</p> <p>規定の整備</p> <p>軽自動車税の税率の特例に係る</p>

て「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	省略
--	----

よる車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	省略
--	----

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定

軽自動車税の税率の特例に係る規定の整備

同上

同上

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車税が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア		
	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第17条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車(前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 } 省略
3 {
4 }

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

2 } 省略
3 {

4 法附則第15条第3項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
5 法附則第15条第3項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第3項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第3項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車税が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車税が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第17条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車(前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 } 省略
3 {
4 }

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

2 } 省略
3 {

4 法附則第15条第3項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
5 法附則第15条第3項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第3項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第3項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法改正に伴う引
8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	用条項の整備
9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。	9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。	同上
10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	同上
11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	同上
12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	同上
13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	同上
14 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	14 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	同上
15 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	同上
16 省略	16 省略	
17 省略	17 省略	
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第19条 省略	第19条 省略	
2 } 省略	2 } 省略	
5 }	5 }	
6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が法令第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が法令第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	同上
(1) } 省略	(1) } 省略	
2 }	2 }	
(6) }	(6) }	

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) } 省略
 (2) }
 (3) }

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) } 省略
 (2) }
 (4) }

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 省略

9 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) } 省略
 (2) }
 (3) }

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) } 省略
 (2) }
 (4) }

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 省略

9 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) } 省略
~
(4) }

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 省略

1 1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省略
~
(6) }

1 2 省略

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第55条 省略

2 省略

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) } 省略
~
(5) }

(1) } 省略
~
(4) }

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 省略

1 1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省略
~
(6) }

1 2 省略

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第55条 省略

2 省略

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）

(2) } 省略
~
(5) }

法改正に伴う引用条項の整備

規定の整備

<p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、「特定仮換地等納税義務者」とあるのは「特定被災共用土地」とあるのは「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地」とあるのは「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等」に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、「仮換地等納税義務者」とあるのは「仮換地等」と、「特定被災共用土地」とあるのは「仮換地等」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等」に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>
---	---

<p>小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第35号） 改正条例</p> <p>第1条の2 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。 第101条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、</p>	<p>現行条例</p> <p>第1条の2 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。 第101条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、</p>
---	--

備考

同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(7) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(4) 三輪のもの 年額 3,900円
(5) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円
自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円

(4) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
(4) その他のもの 年額 5,900円

付則第16条の次に次の5条を加える。

第16条の2

省略

第16条の5

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 省略

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「10分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(7) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(4) 三輪のもの 年額 3,900円
(5) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円
自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円

(4) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
(4) その他のもの 年額 5,900円

付則第16条の次に次の5条を加える。

第16条の2

省略

第16条の5

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 省略

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」同上とあるのは、「100分の2」とする。

付則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

規定の整備

軽自動車税の税率の特例に係る規定の整備

省略

付 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2条

省略

第4条

省略

小金井市市税条例等の一部を改正する条例 (平成30年条例第33号)

改正条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例 (平成20年条例第26号) の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の8項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 省略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

(第3条関係)

現行条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例 (平成20年条例第26号) の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 省略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

備考

法改正に伴う規定の整備

- 1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定制を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項もしくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)

大法人に対する
地方税関係手続
用電子情報処理
組織を使用しな
いで納税申告書
等を提出するこ
とを可能とする
等所要の措置に
係る規定の追加

同上

同上

同上

同上

の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) } 省略
- (2) }
- (4) }

(5) 第1条中小金井市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第5条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

- (6) } 省略
- (7) }
- (10) }

(市民税に関する経過措置)

第2条 省略

2 省略

3 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(次条において「新条例」という。)第13条第1項及び第3項並びに第51条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

付 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) } 省略
- (2) }
- (4) }

(5) 第1条中小金井市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

- (6) } 省略
- (7) }
- (10) }

(市民税に関する経過措置)

第2条 省略

2 省略

3 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(次条において「新条例」という。)第13条第1項及び第3項並びに第51条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第2条 } 省略
第4条 }

専第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和元年5月15日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙のとおり)

平成31年3月29日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第13条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第44項もしくは第45項」を「第28項、第32項、第44項、第45項もしくは第50項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第13条の規定の適用については、同項中「、第45項もしくは第50項」とあるのは、「もしくは第45項」とする。

専第 2 号資料 1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。）。。

2 改正内容

平成 31 年度の税制改正により、都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定が整備されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。（法附則第 15 条、条例付則第 13 条）

3 施行期日

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（付則第 1 条）

4 経過措置

- (1) 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 31 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。（付則第 2 条）
- (2) この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第 13 条の規定の適用については、同項中「、第 45 項もしくは第 50 項」とあるのは、「もしくは第 45 項」とする。（付則第 3 条）

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則</p> <p>第13条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、<u>第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第44項、第45項もしくは第50項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「もしくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日までの間における新条例付則第13条の規定の適用については、同項中「、第45項もしくは第50項」とあるのは、「もしくは第45項」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>第13条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、<u>第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第44項もしくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「もしくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>	<p>都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定の追加及び法の改正に伴う規定の整備</p>

議案第 22 号

令和元年度

小金井市

一般会計補正予算

(第 2 回)

令和元年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

平成31年度小金井市一般会計予算における会計年度の表示は、「令和元年度」とし、令和元年度小金井市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,290,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月15日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国 庫 支 出 金		千円 7,712,225	千円 14,124	千円 7,726,349
	2 国 庫 補 助 金	1,913,093	14,124	1,927,217
歳 入 合 計		44,276,868	14,124	44,290,992

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 4,526,425	千円 40,611	千円 4,567,036
	1 保 健 衛 生 費	1,064,709	40,611	1,105,320
13 予 備 費		62,723	△26,487	36,236
	1 予 備 費	62,723	△26,487	36,236
歳 出 合 計		44,276,868	14,124	44,290,992

議案第22号資料1

令和元年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 2 回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 7,712,225	千円 14,124	千円 7,726,349
	2 国庫補助金	1,913,093	14,124	1,927,217
歳入合計		44,276,868	14,124	44,290,992

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		千円 4,526,425	千円 40,611	千円 4,567,036
	1 保 健 衛 生 費	1,064,709	40,611	1,105,320
13 予 備 費		62,723	△26,487	36,236
	1 予 備 費	62,723	△26,487	36,236
歳 出 合 計		44,276,868	14,124	44,290,992

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 14,124	千円	千円	千円 26,487
14,124			26,487
			△26,487
			△26,487
14,124			0

2 歳入

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 衛生費国庫補助金	千円 7,412	千円 14,124	千円 21,536	1 保健衛生費補助金	千円 14,124

説	明	
1 疾病予防対策事業費等補助金 (感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱) 補助率 1/2	(健康課)	千円 14,124

3 歳 出

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費	283,193	40,611	323,804	14,124		
				14,124		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
26,487			
26,487	7 賃金	134	12 成人風しん予防接種に要 する経費 (健 康 課) 40,611
	11 需用費	397	
	1 消耗品費	118	7 賃 金 (134)
	5 印刷製本費	279	事務補助員賃金 134
	12 役務費	556	11 需 用 費 (397)
	1 郵便料	556	消耗品費 118
			印刷製本費 279
	13 委託料	39,396	12 役 務 費 (556)
			郵 便 料 556
	18 備品購入費	128	13 委 託 料 (39,396)
			成人風しん抗体検査委託料 26,214
			成人麻しん・風しん個別接種委託 料 12,331
			成人風しんクーポン券作成等委託 料 851
			18 備品購入費 (128)
			一般機器類 128

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	62,723	△ 26,487	36,236			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 26,487		千円	千円

議案第22号資料2

成人風しん抗体検査及び定期接種事業概要

1 事業目的

現在の風しんの発生状況等を踏まえ、風しん感染拡大防止のための追加的対策として、抗体保有率の低い世代の男性に対して風しん抗体検査を実施し、十分な抗体量がない者に対し、定期接種を行うことにより、風しんを予防し、本人の健康保持とともに感染により引き起こされる先天性風しん症候群の原因となる母子感染を防止する。

2 事業概要

(1) 対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

(2) 実施方法

対象者のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性市民に市からクーポン券を送付する。クーポン券持参により受検が可能となる。対象者のうち昭和47年4月1日以前に生まれた者は、希望すれば市からクーポン券の送付を受けることができる。令和3年度までの時限措置。抗体検査及び定期接種ともに無料

(3) 実施医療機関

ア 抗体検査

医療機関での実施のほか、特定健診及び事業所健診の機会を活用

イ 定期接種

全国の契約医療機関

(4) 歳入

疾病予防対策事業費等補助金

補助率1/2（抗体検査実施に必要な経費）

3 事業日程（案）

スケジュール											
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	→ 実施準備										
	→ 広報周知										
	→ クーポン券発送										
	6月中旬～ 事業開始予定										
	6月1日～12月31日 国民健康保険特定健診実施										

議案第23号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員の選任に関し同意を求める。

令和元年5月15日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

平成31年3月31日欠員となった固定資産評価員の後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 神奈川県相模原市

氏 名 住 野 英 進

年 齢 52歳

職 業 地方公務員

議案第23号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 神奈川県相模原市

氏 名 すみのひでゆき 住 野 英 進

年 齢 52歳

職 業 地方公務員

学 歴

平成3年3月 早稲田大学第二文学部卒業

職 歴

平成3年4月 東京都に採用され水道局西部支所新宿営業所に所属
平成21年4月 総務局首都大学支援部副参事に昇任
平成30年4月 中央卸売市場管理部総務課長(統括課長)に昇任
平成31年4月 小金井市副市長に就任し、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第24号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年5月15日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第10条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村もしくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、「同条第12項に規定する」を削る。

付則第11条中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第15条中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

付則第27条第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に改める。

付則第55条第3項中「の各号」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第24条並びに付則第11条及び第15条の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項及び付則第11条の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
付則第11条	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は小金井市市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第号）付則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の小金井市市税条例付則第10条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例付則第10条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第24号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「令」とは地方税法施行令をいう。）。）。。

2 改正内容

- (1) 個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講ずる。（市民税関係。法第314条の7、条例第24条、条例付則第10条、条例付則第11条、条例付則第15条）
- (2) 新たに特定市街化区域農地となった土地に係る固定資産税及び都市計画税の激変緩和措置について、その対象となる事由に一定の生産緑地である農地に該当することとなった事由を追加する。（固定資産税関係。令附則第14条の2第2項、条例付則第27条）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和元年6月1日から施行する。（付則第1条）

4 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

ア この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第24条並びに付則第11条及び第15条の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 新条例第24条第1項及び付則第11条の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項
---------	-----------	------------------

		第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
付則第11条	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は小金井市市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第号）要綱4(1)ウの規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の小金井市市税条例付則第10条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

ウ 新条例付則第10条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。（付則第2条）

(2) 固定資産税に関する経過措置

新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。（付則第3条）

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金もしくは金銭(市民福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。)を支出した場合に、<u>同項に規定する特例控除対象寄附金を加算した金額</u>に、<u>同項に規定する特例控除対象寄附金を加算した金額</u>を加算した金額。以下この「控除額」という。)をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該所得割の額を超えるときは、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (10) }</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金もしくは金銭(市民福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。)を支出した場合において、<u>法第314条の7第1項に規定する特例控除対象寄附金を加算した金額</u>に、<u>法第314条の7第1項に規定する特例控除対象寄附金を加算した金額</u>を加算した金額。以下この「控除額」という。)をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該所得割の額を超えるときは、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (10) }</p>	<p>特例控除対象寄附金の新設に伴う規定の整備</p>
<p>第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>付 則</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第10条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出(第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第3号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村もしくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。</p>	<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>付 則</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第10条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出(第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第3号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に對する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に對する寄附金を受領する地方団体の長に對し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

<p>付することを求めることができる。</p>	<p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p>	<p>4 省略</p> <p>第11条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(寄附金額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第15条 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第37条第1項、付則第38条第1項、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項、付則第44条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の同条第12項に規定する市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第11条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に對する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(寄附金額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第15条 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第37条第1項、付則第38条第1項、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項、付則第44条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p>
-------------------------	--	---	---

第27条 省略
2 省略

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
省略		

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第55条 省略
2 省略

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

第27条 省略
2 省略

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
省略		

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第55条 省略
2 省略

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) } 省略
 (5) } 省略
 4 省略

(1) } 省略
 (5) } 省略
 4 省略

付 則
 (施行期日)

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第24条並びに付則第11条及び第15条の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項及び付則第11条の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
付則第11条	特例控除対象寄附金 送付	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。） 送付又は小金井市市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第号）付則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規

定による改正前の小金井
市市税条例付則第10条
第3項の規定による同条
第1項に規定する申告特
例通知書の送付

3 新条例付則第10条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。